風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　案 | 現　　　行 |
| **第一章**　**総則**（第一条・第二条）  **第二章**　**風俗営業の許可等**（第三条－第十一条）  **第三章**　**風俗営業者の遵守事項等**（第十二条－第二十六条）  **第四章の二**　**性風俗関連特殊営業等の規制**（第二十七条－第三十五条の四）  **第五章　大麻提供営業の規制**（第三十五条の五‐）  **第六章　監督**（第三十六条－第三十七条）  **第七章　雑則**（第三十八条－第四十八条）  **第八章　罰則**（第四十九条－第五十七条）  **附則**    １２　「大麻提供営業」とは、喫茶店等の設備を設け、特定独立行政法人大麻専売機構から購入した大麻を、客（この号においては大麻取締法第三条に基づく大麻使用資格者に限る。）に提供し、摂取させる営業をいう。    **第四章の二　大麻提供営業の規制**  **第一節　大麻提供営業の許可等**  （大麻販売営業の許可）  **第三十五条の五**大麻を提供しようとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。  **２**公安委員会は、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度に応じて、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。  **第三十五条の六**公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が第四条第一項第一号から第九号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。  **２**公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。  **一**第四条第二項第一号から第三号のいずれかに該当するとき。  **二**営業所が、第二十八条第一項の規定で定める地域内にあるとき。  **三**営業所が、その設置を制限する必要があるものとして都道府県が条例で定める地域内にあるとき。  **３**第四条第三項の規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、同項中「前条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と読み替えるものとする。  **第三十五条の七**第三十五十の五第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。  **一**氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  **二**営業所の名称及び所在地  **三**営業所の構造及び設備の概要  **四**営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所  **五**法人にあつては、その役員の氏名及び住所  **２**第五条第二項から第四項までの規定は、大麻提供営業に準用する。  **第三十五条の八**大麻提供営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に提示しなければならない。  （相続、法人の合併及び法人の分割）  **第三十五条の九**第七条から第七条の三条までの規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、第七条第三項、第七条の二第二項及び第七条の三第二項中「第四条第一項」とあるのは「第三十五条の六第一項」と読み替えるものとする。  （許可の取消し）  **第三十五条の十**第八条の規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、同条中「第三条第一項」とあるのは「第三十五条の五第一項」と、「承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。」とあるのは「承認を受けた者を含む。」と読み替える。  （構造及び設備の変更等）  **第三十五条の十一**　第九条第一項から第四項までの規定は、大麻提供営業に準用する。  （許可証の返納等）  **第三十五条の十二**許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。  **一**大麻提供営業を廃止したとき（当該大麻提供営業につき、第三十五条の九で準用する第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）。  **二**　許可が取り消されたとき。  **三**許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。  **２**第十条第二項及び第三項の規定は、大麻提供営業に準用する。この場合において、同条二項中「前項第一号」とあるのは「第三十五条の十二第一項第一号」と読み替える。  （名義貸しの禁止）  **第三十五条の十三**　第三十五条の五第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に大麻提供営業を営ませてはならない。  **第二節　大麻提供営業者の遵守事項等**  （構造及び設備の維持）  **第三十五条の十四**大麻提供営業者は、営業所の構造及び設備を、第三十五条の六第二項において準用する第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。  （照度、騒音及び振動、広告及び宣伝、並びに料金の表示の規制）  **第三十五条の十五**第十四条から第十七条までの規定は、大麻提供営業に準用する。  （大麻使用資格者以外の者の立入禁止の表示）  **第三十五条の十六**大麻提供営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、大麻取締法に定める大麻使用資格者以外の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない。  （条例への委任）  **第三十五条の十七**都道府県は、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、大麻提供営業者を営むことを禁止することができる。  **２**都道府県は、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、大麻提供営業の営業時間を制限することができる。  （禁止区域等）  **第三十五条の十八**第二十八条第一項から第十項及び第十二項の規定は、大麻提供営業について準用する。この場合において、同条第三項中「第二十七条第一項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第五項中「前条に規定するもののほか、その」とあるのは「その」と、同項第三号、同条第九項、同条第十項、同条第十二項第三号及び第四号中「十八歳未満の者」とあるのは「二十歳未満の者」と、同条第七項中「広告物（当該施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）については」とあるのは「広告物については」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十五条の五第一項において準用する第五項」と読み替えるものとする。  （指示）  **第三十五条の十九**公安委員会は、大麻提供営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定（前条において準用する第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。）に違反したときは、当該大麻提供営業者に対し、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。  （営業の停止等）  **第三十五条の二十**第二十六条第一項及び第二項の規定は、大麻提供営業に準用する。  **２**公安委員会は、大麻提供営業を営む者が第三五条の十八において準用する第二十八条第一項の規定又は第二項の規定に基づく条例の規定により大麻提供営業を営んではならないこととされる区域又は地域において大麻提供営業を営む者であるときは、その者に対し、前項において準用する第二十六条第一項及び第二項による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む大麻提供営業の廃止を命ずることができる。  **第五章　監督**  **第三十六条**風俗営業者、風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者及び第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。  （接客従業者の生年月日等の確認）  **第三十六条の二**接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。  **一**生年月日  **二**国籍  **三**日本国籍を有しない者にあつては、次のイ又はロのいずれかに掲げる事項  **イ**[出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%90%ad%8e%4f%88%ea%8b%e3&REF_NAME=%8f%6f%93%fc%8d%91%8a%c7%97%9d%8b%79%82%d1%93%ef%96%af%94%46%92%e8%96%40%91%e6%93%f1%8f%f0%82%cc%93%f1%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000001000000000000000000) に規定する在留資格及び[同条第三項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%90%ad%8e%4f%88%ea%8b%e3&REF_NAME=%93%af%8f%f0%91%e6%8e%4f%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000003000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000003000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000003000000000000000000) に規定する在留期間並びに[同法第十九条第二項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%90%ad%8e%4f%88%ea%8b%e3&REF_NAME=%93%af%96%40%91%e6%8f%5c%8b%e3%8f%f0%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001900000000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001900000000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001900000000002000000000000000000) の許可の有無及び当該許可があるときはその内容  **ロ**[日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8e%4f%96%40%8e%b5%88%ea&REF_NAME=%93%fa%96%7b%8d%91%82%c6%82%cc%95%bd%98%61%8f%f0%96%f1%82%c9%8a%ee%82%c3%82%ab%93%fa%96%7b%82%cc%8d%91%90%d0%82%f0%97%a3%92%45%82%b5%82%bd%8e%d2%93%99%82%cc%8f%6f%93%fc%8d%91%8a%c7%97%9d%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%93%c1%97%e1%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として永住することができる資格  **２**接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。  （報告及び立入り）  **第三十七条**公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者、接客業務受託営業を営む者又は第三十五条の五に規定する大麻提供営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。  **２**警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。  **一**風俗営業の営業所  **二**店舗型性風俗特殊営業の営業所  **三**第二条第七項第一号の営業の事務所、受付所又は待機所  **四**店舗型電話異性紹介営業の営業所  **五**第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所  **六**第三十五条の五に規定する大麻提供営業の営業所  **七**前各号に掲げるもののほか、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所（深夜において営業しているものに限る。）  **３**前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  **４**第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  **第六章　雑則**  **第三十八条**　公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。  **一**　人格及び行動について、社会的信望を有すること。  **二**　職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。  **三**　生活が安定していること。  **四**　健康で活動力を有すること。  **２**　少年指導委員は、風俗営業、性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）及び大麻提供営業に関し、次に掲げる職務を行う。  **一**　飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所若しくは大麻提供営業所の付近をはいかいしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つている少年の補導を行うこと。  **二**　風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。  **三**　少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。  **四**　少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。  **五**　前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。  **３**　少年指導委員又は少年指導委員であつた者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  **４**　少年指導委員は、名誉職とする。  **５**　公安委員会は、少年指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。  **６**　公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。  **一**　第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。  **二**　職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。  **三**　少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。  **第三十八条の二**　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号（第六号の大麻提供営業所を除く。）に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号、第四号、第五号又は第七号に掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。  ＜変更なし＞  （聴聞の特例）  **第四十一条**　公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号若しくは第三十五条の二十第二項の規定により営業の停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号、第三十一条の十五第二項若しくは第三十五条の二十第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 **２**　第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項、第三十五条の十、第三十五条の二十若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。 **３**　前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。 ４　第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項、第三十五条の十、第三十五条の二十若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  （国家公安委員会への報告等）  **第四十一条の三**公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。  **一**　第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合  **二**第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項、第三十五条の十九又は第三十五条の二十第一項の規定による処分をした場合  **２**前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業、接客業務受託営業若しくは大麻提供営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業、接客業務受託営業若しくは大麻提供営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業、接客業務受託営業若しくは大麻提供営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。  （飲食店営業等の停止の通知）  **第四十二条**公安委員会は、第二十六条第二項、第三十四条第二項若しくは第三十五条の二十第一項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場業営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。  （手数料）  **第四十三条**都道府県は、第三条第一項又は第三十五条の五の許可又は第二十条第十項において準用する第九条第一項の承認に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費を勘案して政令で定める額（第四条第四項に規定する営業に係る営業所に設置する遊技機に第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（同条第四項の検定を受けた型式に属するものを除く。）がある場合にあつては、実費の範囲内において同条第八項の政令で定める認定の事務に係る手数料の額を勘案して政令で定める額）を徴収することを標準として条例を定めなければならない。  （風俗営業者及び大麻提供営業者の団体）  **第四十四条**風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体及び大麻提供営業者が大麻提供営業の業務の適正化と大麻提供営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。  **第七章　罰則**  **第四十九条**次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  一 　第三条第一項又は第三十五条の五第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者  二 　偽りその他不正の手段により第三条第一項又は第三十五条の五第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者  三 　第十一条又は第三十五条の十三の規定に違反した者  四 　第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十五条の二十の規定による公安委員会の処分に違反した者  五 　第二十八条第一項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）又は第三十五条の十八第一項の規定に違反した者  六 　第二十八条第二項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）又は第三十五条の十八第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者  **第五十条**次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  **一** 　第九条第一項（第二十条第十項又は第三十五条の十一において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者  **二** 　偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者  **三** 　偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者  **四** 　第二十二条第三号の規定又は同条第四号から第六号まで（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **五**　第二十八条第十二項第三号の規定又は同項第四号若しくは第五号（これらの規定を第三十一条の三第二項又は第三十五条の十八の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反した者  **六** 　第三十一条の三第三項第一号の規定に違反した者  **七** 　第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者  **八** 　第三十一条の十三第二項第三号から第六号までの規定に違反した者  **九** 　第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者  **十** 　第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者  **２**　第二十二条第三号若しくは第四号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号（第三十五条の十八の規定において準用する場合を含む。）、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。  **第五十一条**第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  **第五十二条**次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  **一** 　第二十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項又は第三十五条の十八の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者  **二** 　第二十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反した者  **三** 　第二十三条第二項の規定に違反した者  **四** 　第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書を提出しないで性風俗関連特殊営業を営んだ者  **五** 　前号に規定する届出書又はこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **第五十三条**　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。  **一**　第二十七条の二又は第三十一条の二の二の規定に違反した者  **二**　第二十八条第五項（第三十一条の三第一項、第三十一条の八第一項、第三十一条の十三第一項、第三十一条の十八第一項及び第三十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **三**　第三十六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者  **四**　第三十六条の二第一項の規定に違反した者  **五**　第三十六条の二第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者  **六**　第三十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者  **七**　第三十七条第二項又は第三十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者  **第五十四条**次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  **一** 　第五条第一項若しくは第三十五条の七第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **二** 　第九条第五項後段の規定（第三十五条の十一において準用する場合を含む。）に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **三** 　第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **四** 　第二十三条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **五** 　第二十四条第一項の規定に違反した者  **六** 　第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第三十一条の二第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第一項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第二十七条第二項、第三十一条の二第二項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **第五十五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  **一**　第六条又は第三十五条の八の規定に違反した者  **二**　第七条第五項（第七条の二第三項、第七条の三第三項及び第三十五条の九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **三**　第九条第三項（第二十条第十項又は第三十五条の十一において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **四**　第十条第一項又は第三十五条の十二の規定に違反した者  **五**　第十条の二第七項の規定に違反した者  **六**　第三十一条第四項（第三十一条の五第三項及び第三十一条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の十六第四項の規定に違反した者  **第五十六条**法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。  **第五十七条**　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。  **一**　第七条第六項（第三十五条の九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **二**　第十条第三項（第三十五条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **三**　第十条の二第九項の規定に違反した者  附則  第一条　この法律は、別に法律で定める日から施行する。  第二条　この法律の施行に伴い必要となる経過措置等は、別に法律で定める。 | **第一章**　**総則**（第一条・第二条）  **第二章**　**風俗営業の許可等**（第三条－第十一条）  **第三章**　**風俗営業者の遵守事項等**（第十二条－第二十六条）  **第四章**　**性風俗関連特殊営業等の規制**（第二十七条－第三十五条の四）  **第五章　監督**（第三十六条－第三十七条）  **第六章　雑則**（第三十八条－第四十八条）  **第七章　罰則**（第四十九条－第五十七条）  **附則**   1. 総則   （目的）  **第一条**　この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。  （用語の意義）  **第二条**　この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。  **一**　キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業  **二**　待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）  **三**　ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）  **四**　ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号もしくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）  **五**　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客せきにおける照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号まえに掲げる営業として営むものを除く。）  **六**　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの  **七**　まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業  **八**　スロットマシン、テレビゲームその他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他（中略）  **２**　この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。  **３**　この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう。  **４**　この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する営業をいう。  **５**この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。  **６**　この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。  **一**　浴場業（公衆浴場法（中略）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業  **二**個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）  **三**　専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（中略）として政令で定めるものを経営する営業  **四**　専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。（中略））の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業  **五**　店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業  **六**　全各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの  **７**　この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。  **一**人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの  **二**　電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの  **８**　この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう  **９**　この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。次項において同じ。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者の取り次ぐこのによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。  **１０**　この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。）をいう。  **１１**　この法律において「接待業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（中略）を内容とする営業をいう。  **一**接待飲食等営業  **二**　店舗型性風俗特殊営業  **三**飲食店営業（中略）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（（中略）以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの   1. 風俗営業の許可等   （営業の許可）  **第三条**　風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下に同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。  **２**公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗営業を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。  （許可の基準）  **第四条**　公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。  **一**　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの  **二**　一年以上の懲役もしくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  **イ**　第四十九条又は第五十条第一項の罪  **ロ**　刑法（中略）第百七十四条、第百七十五条、第百八十二条、第百八十五条、第百八十六条、第二百二十四条、第二百二十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯したものを幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪  **ハ**　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（中略）第三条第一項（第五号又は第六号に係る部分に限る。）又は第六条（第一項第二号に係る部分に限る。）の罪  **ニ**　売春防止法（中略）第二章の罪  **ホ**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（中略）第四条から第八条までの罪  **ヘ**　労働基準法（中略）第百七十条、第百八条第一項（同法第六条又は第五十六条に係る部分に限る。）又は第百十九条第一号（同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法（中略）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（中略）の規定により適用する場合を含む。）の罪  **ト**　船員法（中略）第百二十九条（同法第八十五条第一項又は第二項に係る部分に限る。）又は第百三十条（同法第八十六条第一項に係る部分に限る。）（これらの規定を船員職業安定法の規定により適用する場合を含む。）の罪  **チ**職業安定法（中略）第六十三条の罪  **リ**児童福祉法（中略）第六十条第一項又は第二項（同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。）の罪  **ヌ**船員職業安定法第百十一条の罪  **ル**出入国管理及び難民認定法（中略）第七十三条のニ第一項の罪  **ヲ**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条の罪  **三**集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者  **四**アルコール、麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者  **五**　第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可が取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）  **六**第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの  **七**　前号に規定する期間内の合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの  **七の二**　第六号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの  **八**営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。  **九**法人でその役員のうちに第一号から第七号のニまでのいずれかに該当する者があるもの  **２**　公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。  **一**営業所の構造又は設備（第四項に規定する遊戯機を除く。第九条、第十条の二第二項第三号、第十二条及び第三十九条第二項第七号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。  **ニ**営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。  **三**営業所に第二十四条第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。  **３**公安委員会は、前条第一項の許可又は第七条第一項、第七条のニ第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて営んでいた風俗営業の営業所が火災、震災その他その者の責めに帰することができない事由で政令で定めるものにより滅失したために当該風俗営業を廃止した者が、当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるものにつき、前条第一項の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、許可をすることができる。  **一**～**四**（中略）  **４**第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。  （許可の手続及び許可証）  **第五条**第三条第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。  **一**氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  **ニ**営業所の名称及び所在地  **三**風俗営業の種別  **四**営業所の構造及び設備の概要  **五**第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所  **六**法人にあつては、その役員の氏名及び住所  **２**公安委員会は、第三条第一項の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。  **３**公安委員会は、第三条第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない  **４**許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。  （許可証の提示義務）  **第六条**風俗営業者は、許可証（第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者にあつては、同条第三項の認定証）を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。  （相続）  **第七条**風俗営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいて風俗営業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。  **２**～**６**中略  （法人の合併）  **第七条の二**風俗営業者たる法人がその合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ合併について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、風俗営業者の地位を承継する。  **２**～**３**中略  （法人の分割）  **第七条の三**風俗営業者たる法人が分割により風俗営業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会の承認を受けたときは、分割により当該風俗営業を承継した法人は、当該風俗営業についての風俗営業者の地位を承継する。  **２**～**３**中略  （許可の取消し）  **第八条**公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者（第七条第一項、第七条の二第一項又は前条第一項の承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。  **一**偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。  **二**第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。  **三**正当な事由がないのに、当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。  **四**三月以上所在不明であること。  （構造及び設備の変更等）  **第九条**風俗営業者は、増築、改築、その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。第五項において同じ。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。  **２**公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準及び第三条第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。  （許可証の返納等）  **第十条**　許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。  **一**風俗営業を廃止したとき（当該風俗営業につき第七条の三第一項の承認を受けたときを除く。）。  **二**　許可が取り消されたとき。  **三**許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。  **２**～**３**中略  （中略）  （営業時間の制限）  **第十三条**　風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。  **２**　都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。  （中略）  **第二十八条**店舗型性風俗特殊営業は、一団地の官公庁施設（中略）、学校（中略）、図書館（中略）若しくは児童福祉施設（中略）又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要のあるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない。  **２**前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止することができる。  **３**第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。  **４**都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下に同じ。）における営業時間を制限することができる。  **５**店舗型性風俗特殊営業を営む者は、前条に規定するもののほか、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。  **一**次に掲げる区域又は地域（第三号において「広告制限区域等」という。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に提出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）を表示すること。  **イ**第一項に規定する敷地（同項に規定する施設の用に供するものと決定した土地を除く。の周囲二百メートルの区域）  **ロ**第二項の規定に基づく条例で定める地域のうち当該店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域  **二**人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図面をいう。以下同じ。）を配り、差し入れること。  **三**前号に掲げるもののほか、広告制限区域等においてビラ等を頒布し、又は広告制限区域等以外の地域において十八歳未満の者に対してビラ等を頒布すること。  **６**　前項の規定は、第三項の規定により第一項の規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。  **７**第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に関する第一項の規定又は同号ロの規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物（当該施行又は適用の際現に第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）については当該施行又は適用の日から一付きを経過するまでの間は、適用しない。  **８**前条及び第五項に規定するもののほか、店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。  **９**店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにしなければならない。  **１０**店舗型性風俗特殊営業を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない。  **１１**第十八条の二の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。  **１２**店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。  **一**　当該営業に関し客引きをすること。  **二**当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。  **三**営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。  **四**十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。  **五**営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。  （新設）  （中略）  **第五章　監督**  **第三十六条**風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。  （接客従業者の生年月日等の確認）  **第三十六条の二**接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。  **一**生年月日  **二**国籍  **三**日本国籍を有しない者にあつては、次のイ又はロのいずれかに掲げる事項  **イ**[出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%90%ad%8e%4f%88%ea%8b%e3&REF_NAME=%8f%6f%93%fc%8d%91%8a%c7%97%9d%8b%79%82%d1%93%ef%96%af%94%46%92%e8%96%40%91%e6%93%f1%8f%f0%82%cc%93%f1%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000001000000000000000000) に規定する在留資格及び[同条第三項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%90%ad%8e%4f%88%ea%8b%e3&REF_NAME=%93%af%8f%f0%91%e6%8e%4f%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000003000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000003000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000200200000003000000000000000000) に規定する在留期間並びに[同法第十九条第二項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%98%5a%90%ad%8e%4f%88%ea%8b%e3&REF_NAME=%93%af%96%40%91%e6%8f%5c%8b%e3%8f%f0%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001900000000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001900000000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001900000000002000000000000000000) の許可の有無及び当該許可があるときはその内容  **ロ**[日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8e%4f%96%40%8e%b5%88%ea&REF_NAME=%93%fa%96%7b%8d%91%82%c6%82%cc%95%bd%98%61%8f%f0%96%f1%82%c9%8a%ee%82%c3%82%ab%93%fa%96%7b%82%cc%8d%91%90%d0%82%f0%97%a3%92%45%82%b5%82%bd%8e%d2%93%99%82%cc%8f%6f%93%fc%8d%91%8a%c7%97%9d%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%93%c1%97%e1%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として永住することができる資格  **２**接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。  （報告及び立入り）  **第三十七条**公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。  **２**警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。  **一**風俗営業の営業所  **二**店舗型性風俗特殊営業の営業所  **三**第二条第七項第一号の営業の事務所、受付所又は待機所  **四**店舗型電話異性紹介営業の営業所  **五**第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所  **六**前各号に掲げるもののほか、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所（深夜において営業しているものに限る。）  **３**前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  **４**第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  **第六章　雑則**  **第三十八条**　公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。  **一**　人格及び行動について、社会的信望を有すること。  **二**　職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。  **三**　生活が安定していること。  **四**　健康で活動力を有すること。  **２**　少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に関し、次に掲げる職務を行う。  **一**　飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つている少年の補導を行うこと。  **二**　風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。  **三**　少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言及び指導その他の援助を行うこと。  **四**　少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間団体の活動への協力を行うこと。  **五**　前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資するための活動で国家公安委員会規則で定めるものを行うこと。  **３**　少年指導委員又は少年指導委員であつた者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  **４**　少年指導委員は、名誉職とする。  **５**　公安委員会は、少年指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。  **６**　公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。  **一**　第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。  **二**　職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。  **三**　少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。  **第三十八条の二**　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。  **２**　公安委員会は、前項の規定による立入りをさせるときは、少年指導委員に対し、当該立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。  **３**　少年指導委員は、前項の指示に従つて第一項の規定による立入りをしたときは、その結果を公安委員会に報告しなければならない。  **４**　第一項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  **５**　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  **第三十八条の三**　前二条に定めるもののほか、少年指導委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。  （中略）  （聴聞の特例）  **第四十一条**　公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。  **２**　第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。  **３**　前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。 ４　第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  （中略）  （国家公安委員会への報告等）  **第四十一条の三**公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。  **一**　第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合  **二**第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合  **２**前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。  （飲食店営業等の停止の通知）  **第四十二条**公安委員会は、第二十六条第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場業営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。  （手数料）  **第四十三条**都道府県は、第三条第一項の許可又は第二十条第十項において準用する第九条第一項の承認に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費を勘案して政令で定める額（第四条第四項に規定する営業に係る営業所に設置する遊技機に第二十条第二項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（同条第四項の検定を受けた型式に属するものを除く。）がある場合にあつては、実費の範囲内において同条第八項の政令で定める認定の事務に係る手数料の額を勘案して政令で定める額）を徴収することを標準として条例を定めなければならない。  （風俗営業者の団体）  **第四十四条**風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。  （中略）  **第七章　罰則**  **第四十九条**次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  一 　第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者  二 　偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者  三 　第十一条の規定に違反した者  四 　第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者  五 　第二十八条第一項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  六 　第二十八条第二項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者  **第五十条**次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  **一** 　第九条第一項（第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者  **二** 　偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者  **三** 　偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者  **四** 　第二十二条第三号の規定又は同条第四号から第六号まで（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **五**　第二十八条第十二項第三号の規定又は同項第四号若しくは第五号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反した者  **六** 　第三十一条の三第三項第一号の規定に違反した者  **七** 　第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者  **八** 　第三十一条の十三第二項第三号から第六号までの規定に違反した者  **九** 　第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者  **十** 　第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者  **２**　第二十二条第三号若しくは第四号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。  **第五十一条**第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  **第五十二条**次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  **一** 　第二十二条第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者  **二** 　第二十三条第一項第一号又は第二号の規定に違反した者  **三** 　第二十三条第二項の規定に違反した者  **四** 　第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書を提出しないで性風俗関連特殊営業を営んだ者  **五** 　前号に規定する届出書又はこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **第五十三条**　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。  **一**　第二十七条の二又は第三十一条の二の二の規定に違反した者  **二**　第二十八条第五項（第三十一条の三第一項、第三十一条の八第一項、第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **三**　第三十六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者  **四**　第三十六条の二第一項の規定に違反した者  **五**　第三十六条の二第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者  **六**　第三十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者  **七**　第三十七条第二項又は第三十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者  **第五十四条**次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  **一** 　第五条第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **二** 　第九条第五項後段の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **三** 　第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **四** 　第二十三条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **五** 　第二十四条第一項の規定に違反した者  **六** 　第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第三十一条の二第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第一項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第二十七条第二項、第三十一条の二第二項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **第五十五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。  **一**　第六条の規定に違反した者  **二**　第七条第五項（第七条の二第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  **三**　第九条第三項（第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者  **四**　第十条第一項の規定に違反した者  **五**　第十条の二第七項の規定に違反した者  **六**　第三十一条第四項（第三十一条の五第三項及び第三十一条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の十六第四項の規定に違反した者  **第五十六条**法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。  **第五十七条**　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。  **一**　第七条第六項の規定に違反した者  **二**　第十条第三項の規定に違反した者  **三**　第十条の二第九項の規定に違反した者 |
|  |  |